

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和7年7月11日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和7年7月11日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン岐阜北方（Aゾーン）

本巣郡北方町曲路東二丁目56-1

本巣郡北方町曲路東三丁目1-1

2 意見の概要

北方町長の意見

- ・大規模災害時における連携について
等